

## ○防災科学技術研究所情報公開委員会規程

(平成 23 年 4 月 1 日 23 規程第 16 号)

改正 平成 27 年 4 月 1 日 27 規程第 10 号 平成 28 年 3 月 31 日 28 規程第 82 号  
令和 4 年 3 月 24 日 4 規程第 11 号

(目的)

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人防災科学技術研究所情報公開規程(以下「規程」という。)第 15 条の規程に基づき、情報公開委員会(以下「委員会」という。)の運営について定めることを目的とする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 開示決定等に係る事項
- (2) 開示決定等の期限の延長に係る事
- (3) 開示実施手数料の減額又は免除に係る事項
- (4) 開示決定等に対する異義申し立てに係る事項

(構成)

第 3 条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって構成する。

- 2 委員長は理事とし、会務を総理する。
- 3 委員は、企画部長、総務部長、総務課長とする。
- 4 委員長及び委員に故障があるときは、理事長が必要に応じて職員のうちから指名する者をもって充てる。
- 5 理事長は、委員会の運営に必要と認めた場合、委員を指名することができる。

(開催)

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる場合に開催する。

- (1) 開示決定等をするにあたり必要があると認めるとき。
  - (2) 開示決定等の期限の延長の決定をするにあたり必要があると認めるとき。
  - (3) 開示実施手数料を減額又は免除するにあたり必要があると認めるとき。
  - (4) 開示決定等に対する異義申し立てがあるとき。
  - (5) その他、委員長が必要があると認めるとき。
- 2 審議事項に利害関係のある構成員は、審議に参加できない。

(構成員以外の者の出席)

第 5 条 委員長が必要と認めたときは、委員会に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第7条 前各条に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項については、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日 27規程第10号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日 28規程第82号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月24日 4規程第11号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。